

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-3
許認可等の種類	鳥獣捕獲等事業の認定			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第18条の2			
許認可等の概要	鳥獣捕獲等の事業実施者に対する認定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第18条の5第1項</p> <p>(認定の実施)</p> <p>都道府県知事は、第18条の3第1項の規定による認定の申請が次に掲げる基準(当該申請に係る鳥獣捕獲等事業者が夜間銃猟をしない場合にあつては、第2号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときでなければ、第18条の2の認定をしてはならない。</p> <p>一 鳥獣の捕獲等(夜間銃猟を除く。)をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>三 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。</p> <p>四 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。</p> <p>五 その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第19条の4から8 (別紙のとおり)</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(申請事案ごとの裁量が大きいと標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠				

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(安全管理体制に係る認定基準等)

第19条の4 法第18条の5第1項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。
- イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）
- ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項（第6号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。）
- ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項
- ニ 銃器を使用する場合にあっては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の(1)及び(2)に掲げる事項
 - (1) 射撃場における射撃を捕獲従事者に一年間に二回以上実施させることに関する事項
 - (2) 銃器の保管及び使用に関する事項（捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合にあっては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。）
- ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）
- ヘ その他必要な事項
- 二 事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。
- イ 前号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- ロ 前号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。
- 三 事業管理責任者にあっては認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法の種類に応じた狩猟免許を、捕獲従事者にあっては鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事するものにおいて用いる猟法に係る狩猟免許を受けていること。
- 四 銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、銃器を使用する捕獲従事者が前号の狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。
- 五 事業管理責任者及び捕獲従事者が、安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について五時間以上の講習を修了していること。ただし、当該講習を修了した者と同程度の知識を有する者については、この限りでない。
- 六 事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が、救急救命に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を有すること。
 - 2 事業従事者（前項第五号に該当する者を除く。）は、前項第五号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。
 - 3 事業従事者（第一項第六号に該当する者を除く。）は、第1項第六号に定める知識を有するよう努めなければならない。

(夜間銃猟をする際の安全管理体制に係る認定基準等)

第19条の5 法第18条の5第1項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を記載した夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を有すること。
 - イ 前条第1項第一号ハからホまでに掲げる事項
 - ロ 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）
 - ハ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項（前条第一項第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項及び夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項を含む。）
- ニ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法
- ホ その他必要な事項
- 二 捕獲従事者（夜間銃猟に従事する者に限る。第三号において同じ。）の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすこと。
- 三 事業管理責任者及び捕獲従事者が、夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了していること。
 - 2 夜間銃猟に携わる事業従事者（前項第三号に該当する者を除く。）は、前項第三号に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

(技能知識に係る認定基準等)

第19条の6 法第18条の5第1項第三号の環境省令で定める基準は、事業管理責任者及び捕獲従事者が、技能知識講習として、鳥獣の保護又は管理に関連する法令、科学的かつ計画的な鳥獣の管理、鳥獣の生態、適正かつ効率的な捕獲手法及び捕獲個体の処分方法等について、五時間以上の講習を修了していることとする。ただし、当該講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者については、この限りでない。

2 事業従事者(前項に該当する者を除く。)は、前項に規定する講習を修了するよう努めなければならない。

(事業従事者に対する研修に係る審査)

第19条の7 都道府県知事は、法第18条の5第1項第四号に規定する研修の内容が同号の基準に適合するものであるかどうかを審査するときは、事業従事者に対する研修の内容が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 捕獲従事者に対する研修が、毎年五時間以上実施されるものであること。

二 事業管理責任者が、研修計画を定め、随時必要な改善を図ること。

三 研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること。

四 事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること。

2 鳥獣捕獲等事業者は、事業従事者(捕獲従事者を除く。)に対し、毎年五時間以上の研修を実施するよう努めなければならない。

(その他の認定基準等)

第19条の8 法第18条の5第1項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者が、申請前三年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法(法定猟法に限る。)により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること。
- 二 前号の捕獲等が適切に実施されていること。
- 三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から三年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 四 捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約(損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。)であって次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。
- イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。
- ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害保険契約であること。
- ハ 保険金額(捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあっては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額)が、銃猟に係る損害に係るものにあつては一億円以上、網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては三千万円以上であること。
- 五 申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則として四人以上有すること。ただし、ニホンザル(マカカ・フスカタ)、ヒグマ(ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・ティベタヌス)、イノシシ(スス・スクロフア)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)を対象とする鳥獣捕獲等事業であつて装薬銃を使用するものを実施する場合にあっては、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として十人以上有すること。